

入札説明書

吉間田滝根線・（仮称）7号橋上部工事

令和元年5月17日

福島県

この入札説明書は、令和元年5月17日付け公告第24号（以下、公告という。）による吉間田滝根線・（仮称）7号橋上部工事の一般競争入札に参加する者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 工事概要

- (1) 工事番号 第19-41320-0047号
- (2) 工事名 道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
- (3) 路線名 吉間田滝根線
- (4) 工事箇所 福島県田村郡小野町大字小野新町地内（仮称）7号橋
- (5) 工事概要 鋼橋上部工 L=407.0m、W=7.0(13.5)m
鋼9径間連続非合成I桁橋
- (6) 工事日数 513日間

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体という。以下同じ。）であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 構成員の全てがアからカまでに掲げる条件を全て満足している者であること及び当該共同企業体の代表である構成員がキからケまでに掲げる条件を全て満足している者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者であっては、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限処置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限処置を受けていない者であること。

ウ 鋼構造物工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の鋼構造物工事業の項に規定する鋼構造物工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154条）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定

による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

オ この公告の時点において有効な、かつ、最新の建設業法第27条23第1項の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、鋼構造物工事（鋼橋上部工事）の総合評定値が750点以上であること。

カ 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門で選択科目が「鋼構造及びコンクリート」又は総合技術監理部門で選択科目が建設「鋼構造及びコンクリート」の場合に限る。）の資格を有し、鋼構造物工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証をいう。以下同じ。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。以下同じ。）を修了している者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。

キ この公告の時点で有効な、かつ、経営事項審査の結果のうち、鋼構造物工事（鋼橋上部工事）の総合評定値が1,000点以上であること。

ク 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の時点において、橋長200m以上の鋼橋の新設工事を単独で又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上の場合のものに限る。）として同一橋梁で施工した実績を有する者であること。

ケ 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門で選択科目が「鋼構造及びコンクリート」又は総合技術監理部門で選択科目が建設「鋼構造及びコンクリート」の場合に限る。）の資格を有し、鋼構造物工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け監理技術者講習を修了しているもので、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の時点において、橋長200m以上の鋼橋の新設工事の施工管理経験（監理技術者又は主任技術者としての施工経験をいう。）を同一橋梁で有する者（当該入札者と3月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。

(2) 構成員は、2者又は3者であること。

(3) 自主結成であること。

(4) 各構成員の出資比率は、2者の場合はそれぞれ30%以上、3者の場合はそれぞれ20%以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該共同企業体の代表者であること。

(5) 構成員は、他の共同企業体の構成員として本件入札に参加しないこと。

(6) 当該工事の施工計画が適切である者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「確認申請書」という。）に次の書類等（各2部）を添付して、4ページの6に示す技術提案書と合わせて、令和元年6月11日（火）

午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）に下記4に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。郵送による提出の場合は、一般書留又は簡易書留で行うこと。

入札参加資格の有無は、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により令和元年7月9日（火）までに通知する。

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について書面により説明を求められることができる。この場合は、令和元年7月11日（木）午後5時まで下記4に掲げる場所に書面を提出しなければならない。また、書面が提出されたときは、令和元年7月19日（金）までに書面により回答するものとする。

なお、期日までに確認申請書を提出しなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は、聴取等を求めることがある。

- (1) 会社概要（任意様式）
- (2) 特定建設業の許可の写し
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値の写し（公告の時点で有効かつ最新のものの）
- (4) 共同企業体協定書の写し（様式3に準ずる）
- (5) 共同企業体構成員表（様式4）

施工実績については、当該工事に係る発注機関が発行した工事实績証明書、契約書（写）及び仕様書（写）等実績を証明できる書類を添付すること。

配置技術者の資格・工事経験については、以下の書類を添付すること。また、配置予定の技術者は複数名を申請し、落札者決定時に1人を選定することは可能である。ただし、3人を限度とする。なお、全ての人が資格、工事経験の要件を満たす必要がある。

ア 配置予定の技術者が有する資格者証の写し（平成6年6月8日建設省告示第1461号附則第2項に定める外国建設業者にあつて、1級土木施工管理技士と同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認定したものを選定する場合は、当該認定証の写し）

イ 監理技術者にあつては、配置予定の技術者の有する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 技術者の施工経験を確認できる書類（CORINS登録情報、図面、仕様書、施工証明書等）の写し

エ 技術者の雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証、監理技術者資格者証、雇用保険被保険者証等）の写し

- (6) 委任状（任意様式）
代表者が共同企業体の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状

4 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項等を示す場所

郵便番号 963-8540 福島県郡山市麓山一丁目 1 番 1 号
福島県県中地方振興局出納室
電話 024-935-1472

- (2) 契約条項等の閲覧期間は、令和元年 5 月 17 日（金）から同年 7 月 23 日（火）まで（土曜日、日曜日、同年 7 月 15 日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (3) 入札説明書、金抜設計書、仕様書、入札参加資格確認申請書類及び技術提案書様式等は、福島県県中地方振興局出納室ホームページからダウンロードして入手することができる。

5 質問及び回答方法等

各書類に対する質問は、次のとおりとする。

- (1) 質問の受付期間 令和元年 5 月 17 日（金）から令和元年 5 月 27 日（月）まで
- (2) 質問の回答予定日 令和元年 6 月 3 日（月）まで
- (3) 質問は、入札説明書等に関する質問書（様式 5）を福島県県中地方振興局長宛てにファクシミリ又は電子メールにて提出すること。この場合、提出の後に必ず電話で確認をとること。
電話番号 024-935-1472
ファクシミリ 024-935-1499
電子メール kenchu.suito@pref.fukushima.lg.jp
- (4) 質問書の回答は、入札説明書等に関する回答書（様式 6）により、福島県県中地方振興局出納室のホームページに随時掲載する。
出納室ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01220a/suito.html>
- (5) 質問の提出にあたっては、他の入札参加者からの質問及び回答を確認のうえ提出すること。
- (6) 現場説明会は行わない。

6 技術提案書の提出方法

技術提案書については、2 ページの 3 に示す方法により事前に提出すること。

なお、技術提案書は、別途「技術提案書作成要領」に定めるところにより作成すること。

7 入札書の提出方法

- (1) 入札書を直接提出する場合
指定の入札書（様式 7-1）及び見積内訳書（任意様式）に併せて見積内訳総括表（様式 7-2）を封書に入れ、封かんの上、封筒の外に貼り付け用紙（様式 8）を貼り付け、下記 8 に定める指定日時及び指定場所へ提出すること。
- (2) 郵便により提出する場合
郵便（一般書留又は簡易書留のいずれかの方法による）により提出する場合は、入札書及び見積内訳書に併せて見積内訳総括表を封書に入れ、封かんの上、封筒の

外に貼り付け用紙（様式 8）を貼り付け、令和元年 7 月 23 日（火）午後 5 時まで
に 3 ページの 4 に掲げる場所に必着のこと。

8 開札の方法

- (1) 日時 令和元年 7 月 24 日（水）午後 1 時 30 分
- (2) 場所 福島県郡山市麓山一丁目 1 番 1 号
福島県郡山合同庁舎第 1 会議室
- (3) 開札は公開で行う。
- (4) 開札に先立ち、入札に参加する者は、次の書類の確認を受けるものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式 2）の原本
 - イ 吉間田滝根線・（仮称）7 号橋上部工事の一般競争入札出席届（様式 9）
 - ウ 委任状（様式 10）
- (5) 入札者で入札保証金を納付する者は、入札保証金を納付した領収書を提出すること。
- (6) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (7) 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときにおいて、入札者又はその代理人の全員が立ち会っている場合は、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。ただし、入札者又はその代理人の全員が立ち会っていない場合に再度入札を行う場合は、別途その旨を通知し実施する。なお、再度入札は 2 回に限るものとする。
 - ア 初回入札が無効（但し、6 ページの 10 の（1）から（5）に該当する場合を除く。）となった者は、再度入札に参加できないものとする。
 - イ 代表者又はその委任を受けた者が欠席の場合には、再度入札は辞退とみなす。
- (8) 天災その他やむを得ない理由により、開札を行うことができないときには、これを中止する。

なお、この場合における損害は、入札に参加する者の負担とする。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
 - ア 入札に参加をしようとする者は、開札する直前までに、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納め、又はその納付に代えて福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を担保として提出しなければならない。この場合において、当該有価証券の担保価額の算定については、同項に規定するところによる。
 - イ 上記アにかかわらず、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (ア) 入札に参加をしようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。(保証期間は開札日(令和元年7月24日予定)から仮契約の締結予定日(令和元年8月16日予定)とすること。)
 - (イ) 入札に参加をしようとする者が、過去2年間に国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- ウ 入札保証金納付の免除を申請する者は、開札日の午前9時までに入札保証金納付免除申請書(様式11-1)に入札保証保険証券の原本又は工事实績証明書(様式11-2)、工事实績証明願(様式11-3)を添えて、3ページ4に掲げる場所に申請するものとする。
- エ 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することができるものとする。
- (2) 契約保証金
- ア 落札者は、契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、(オ)の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (ア) 契約保証金の納付
 - (イ) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - (ウ) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は県が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - (エ) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (オ) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
 - イ アの保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(エにおいて「保証の額」という。)は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
 - ウ アの規定により、落札者が同(イ)又は(ウ)に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同(エ)又は(オ)に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - エ 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、県は、保証の額の増額を請求することができ、落札者は、保証の額の減額を請求することができる。
 - オ 契約保証金から生じた利子は、県に帰属するものとする。

10 入札書の無効

公告第9項のほかに次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 鉛筆書きによる入札書
- (2) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
- (3) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書（外国人又は外国法人にあつては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。）
- (4) 日付がない又は公告日から開札日までの期間内の日付となっていない入札書
- (5) 工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが記載されていない入札書
- (6) 工事名、工事番号、工事箇所のいずれかが様式7-1の内容と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であつて意思表示が明確であるものを除く。）
- (7) 見積内訳総括表を提出しない者が入札した入札書
- (8) 見積内訳書を提出しない者が入札した入札書
- (9) 見積内訳書の工事価格、見積内訳総括表の工事価格及び入札金額が一致しない入札書
- (10) 金額の記入漏れ、計算誤りなど、見積内訳総括表が入札金額の根拠資料として不適切な場合の入札書
- (11) 工事施工上不可欠な要素の積算漏れ、根拠の不明な値引きの記載、積算の内訳となる数量・単価が記載されていないなど、見積内訳書が入札金額の根拠資料として不適切な場合の入札書
- (12) 技術提案書に記名押印がない場合の入札書（外国人又は外国法人にあつては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。）
- (13) 再度入札において、入札に参加する者本人（共同企業体における代表者）が出席できないときにおける、委任状が提出されない場合の入札書、又は、不備な場合の入札書
- (14) 入札に際し、談合の事実が確認された入札書、又は、談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合の入札書
- (15) その他、入札説明書、入札心得、契約の方法及び入札の条件等において示す入札に関する条件等に違反して入札した入札書

11 入札方法

- (1) 本件入札は、総合評価方式一般競争入札により行う。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 本件は、低入札価格調査制度適用工事である。

12 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該工事に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。

評価値＝技術評価点÷評価値算出価格×10,000,000

ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。

イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。

ウ 標準点は、1ページの3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は、100点とする。

エ 加算点は、別紙「落札者決定基準」に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。

オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。

(2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。

(3) 入札結果の公表

落札者を福島県報で公告する。また、入札結果表を福島県県中建設事務所のホームページに掲載する。

13 低入札価格調査制度に関する事項

低入札価格調査制度における失格基準及び調査内容等については以下のとおりとする。

(1) 失格基準について

落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回り、当該落札候補者から提出された見積内訳総括表が下記に示す失格基準のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 直接工事費に対する失格基準

直接工事費 < 設計額における直接工事費相当額×0.9
(千円未満切り捨て)

イ 共通仮設費に対する失格基準

共通仮設費 < 設計額における共通仮設費相当額×0.9
(千円未満切り捨て)

ウ 現場管理費に対する失格基準

現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額×0.8
(千円未満切り捨て)

エ 一般管理費に対する失格基準

一般管理費 < 設計額における一般管理費相当額×0.5
(千円未満切り捨て)

(2) 低入札価格調査について

落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回り、当該落札候補者から提出された見積内訳総括表が失格基準に該当しない場合は、以下に示す内容により調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを確認する。

調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、当該落札候補者を失格とする。

ア その価格により入札した理由

イ 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の詳細内訳

ウ 契約対象工事の施工地付近における手持ち工事の状況

エ 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況

オ 契約対象工事の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的条件）

カ 手持ち資材の状況

キ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係

ク 手持ち機械・設備の状況

ケ 労務者の確保や配置の内容

コ 過去に施工した公共工事名

サ 公共工事の施工成績

シ 経営状況及び信用状況（不渡りの有無、建設業法違反等の有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払遅延事実の有無についての申告と、納税証明書、財務諸表、直前3年の各営業年度における工事施工金額の報告）

ス その他必要な事項

(3) その他

落札候補者の入札金額が低入札価格調査基準価格（非公表）を下回り落札者となった場合には、以下の内容を契約の条件とする。

ただし、落札候補者は、当該契約条件では施工できないと判断する場合には、落札決定前に辞退することができる。

ア この工事における契約保証金は、工事請負契約約款第4条第2項の規定に関わらず、請負代金額の10分の3以上とする。

この場合において、工事請負契約約款第4条第2項及び第4項中の「10分の1」とあるのは、「10分の3」と読み替えることを工事請負契約の特約条項に示すものとする。

イ この工事における前払金については、工事請負契約約款第34条第1項の規定に関わらず、請負代金額の10分の2以内の額とする。

この場合において、工事請負契約約款第34条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第6項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第7項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替えることを工事請負契約の特約条項に示すものとする。

ウ この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の要件（主任技術者又は監理技術者となるための要件）を満たす者2名を配置する。

なお、当該工事が建設業法第 26 条第 3 項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2 名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。(建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用は認めない。)

エ ウの規定は代表構成員にのみ適用する。

14 契約の成立

本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年福島県条例第 21 号)第 2 条の規定に基づき、福島県議会の議決を得たときに成立するものとする。

ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方(法人である場合は、法人の役員又はその使用人)が逮捕されるなど反社会的な行為等があり、その者を契約の相手方とすることが適当でないと認めるときは、契約を締結しない。

なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

15 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。

イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。

ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

(2) 積算内容に対する疑義申し立てについて

この入札に参加した者で、積算内容に疑義がある場合は「工事等の積算内容に対する疑義申し立てに関する試行要領」(平成 25 年 3 月 28 日付け 24 財第 2935 号総務部長依命通達)により、契約の締結前に疑義の申し立てができる。

(3) 本件に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

郵便番号 963-8540 福島県郡山市麓山一丁目 1 番 1 号

福島県中地方振興局出納室

電話 024-935-1472